

特許等外国出願に係る費用の一部を助成します！

～令和5年度中小企業等外国出願支援事業のご案内～

1 対象者

- 山梨県内に事業所を置く中小企業およびグループ、個人事業者
- 地域団体商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO 法人

2 助成事業の内容

(1) 助成対象経費（助成率1／2以内）

- 1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合）
- 案件ごとの上限額：特許 150万円以内
実用新案、意匠、商標 60万円以内
冒認対策商標 30万円以内

(2) 対象となる経費

外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用

(3) 助成対象となる出願

申請書提出時点において日本国特許庁の出願を行っている案件（PCT出願含む）であって、交付決定日以降、令和6年1月末日までに外国特許庁への出願（または指定国への国内移行）と全ての支払いが完了するものに限ります。

(4) 事業採択について

審査員会での審査を経て決定します

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響によっては、プレゼンテーションを伴う審査委員会を実施せず、書面審査に変更する場合があります。

※過去に本補助事業の採択を受けた企業については、査定状況等の報告（査定状況報告書の提出及びフォローアップ調査）の協力を行っていることが選定において必須となります。

(5) 募集期間 第2回募集：令和5年7月18日（火）～8月21日（月）

3 申請方法などについて

詳細については、やまなし産業支援機構ホームページ

(<https://www.yiso.or.jp/subsidy/patent.html>) をご確認ください。

問い合わせ・申し込み先

〒400-0055 山梨県甲府市大津町 2192-8 アイメッセ山梨 3F
公益財団法人やまなし産業支援機構 新産業創造部 新市場開拓課
TEL:055-243-1888 FAX:055-243-1885 E-mail: info@yiso.or.jp